

かっぱ児童クラブのしおり（令和８年度）

【抜 粋】

芸西村教育委員会

1. 事業の趣旨

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校１年生から６年生の児童を対象に、遊びを主とした集団生活を通じ、子どもの健全育成を図る。

2. 開催要項

- 開設時間
- ・ 通常は下校時から午後６時まで。
 - ・ 土曜日、夏、冬休み、春休み、学校の代休日等は午前８時００分から午後６時まで（都合により変更する場合があります。）

※８月１３日から８月１６日まで及び１２月２９日から翌年１月３日までは休みです。

※学級・学年閉鎖の場合、該当する学級の児童は休み、学校が臨時休校・一斉下校の場合、児童クラブは休みとします。この場合の保護者負担金の返金はありません。

3. 児童クラブの生活について

①児童クラブでの学習について

児童クラブは、児童の生活指導を通じて健全な生活指導や社会性を付けることを目的としています。このため、学校から帰ってきたら毎日の宿題程度は終わらせる習慣づけをしています。ご家庭でも、必ず宿題等に目を通してあげてください。

②児童クラブでの事故について

希望する方には傷害保険に加入していただいています。日常、事故のないよう万全の注意を払っていますが、万一事故が発生した場合、医療費（保険診療分）の自己負担はありませんが、通院に係る交通費等、傷害保険を請求する際に必要になる診断書代金は自己負担になりますのでご了解をお願いいたします。

③緊急時の帰宅等について

台風等災害時には、以下の方法で児童を帰宅させます。

- ・ 学校が一斉下校の場合、児童クラブは休会とし、一斉下校で帰宅させます。
- ・ 児童クラブの開会時間中は、芸西村教育委員会の判断により通知します。

④児童クラブの運営を円滑にするために

児童クラブは、単に子守をするだけの目的で開設しているではありません。児童の健全育成のために学校・家庭・児童クラブの三者の連携が必要です。保護者の皆様のご協力をお願いいたします。（他の児童とトラブルを頻繁に起こす又は指導員の指導に従わない児童には退会していただくことがあります）

4. 保護者の負担金について

保護者負担金は、児童一人あたり月額４，５００円（８月は９，０００円）です。

この事業の一部を負担していただくものであって、おやつ代ではありません。滞納が生じますと、この事業の運営に支障が生じますのでご留意下さい。

おやつ代は、別途３，０００円（土曜日を除く）児童クラブで集金させていただきます。

○滞納が生じた場合

１ヶ月以上の滞納が生じた場合は、特別な理由を除き、退所という処置をとらせていただきます。